

第 10 期

岸和田市分別収集計画

令和 4 年 7 月

岸和田市 市民環境部 廃棄物対策課

目 次

1	計画策定の意義	1
2	計画的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	2
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項	3
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装 廃棄物の収集に係る分別の区分	4
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の見込み	5
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごと の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で 定める物の量の算定方法	6
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項	7
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項	8
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	9

1 計画策定の意義

今日の廃棄物の処理は、ごみの多種・多様化による中間処理経費の増大や最終処分場の確保が課題となっています。

快適でうるおいのある環境づくりとかけがいのない環境を次世代に引き継いでいくために、限りある資源を大切に、省資源・省エネルギーの実現に向けた様々なアイデアで、これまでのライフスタイルの見直しや環境への配慮を最優先した循環型社会システムの構築を行ってきました。

本市においては、平成2年に空きビン・空きカンの分別収集を実施し、それ以降、分別収集する容器包装廃棄物の種類を拡大してきました。また、平成14年7月に家庭系の普通ごみ（一定量無料）及び粗大ごみの有料化を導入、平成22年4月からは普通ごみ有料指定袋制度の導入、平成27年4月からは空きビン、空きカン、ペットボトルの3種混合回収を実施、令和元年5月には「プラスチックごみゼロ」を宣言し、ごみの減量の取組を推進してきました。

このような状況の中、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律（容器包装リサイクル法）」第8条第1項に基づいて、更なる容器包装廃棄物の分別収集を推進することにより、中間処理に係るごみの削減と最終処分量の削減を図る目的で本計画を策定し、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、協働して取り組む方針を示します。

本計画の推進により、環境負荷の低減を図り、限りある資源の有効利用を促進することで、地球環境への配慮を優先したより一層の循環型社会の構築を図ります。

2 基本的方向

ごみの3R運動を基本とし、ごみを排出する市民、生産・排出する事業者、ごみ処理事業を運営する行政の三者が協働し、ごみの発生抑制、再使用、再資源化を基本とした取組を積極的に推進することで環境負荷が少ない循環型社会の構築をめざします。

※3R Reduce（リデュース：廃棄物発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の3つの言葉の頭文字をとった言葉です。

3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直します。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他の色）、飲料用紙製容器、ペットボトル、段ボール、その他の紙製容器包装、白色トレイ、その他のプラスチック製容器を対象としています。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

(法第8条第2項第1号)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	7,693t	7,630t	7,569t	7,508t	7,447t

<内訳>

		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
金属	スチール製容器	235t	234t	232t	230t	228t
	アルミ製容器	314t	311t	309t	306t	304t
ガラス	無色の ガラス製容器	549t	545t	541t	536t	532t
	茶色の ガラス製容器	510t	506t	502t	498t	494t
	その他の色の ガラス製容器	196t	195t	193t	192t	190t
紙類	飲料用紙製容器	157t	156t	154t	153t	152t
	段ボール	1,020t	1,012t	1,004t	996t	988t
	その他の 紙製容器包装	1,020t	1,012t	1,004t	996t	988t
プラスチック	ペットボトル	510t	506t	502t	498t	494t
	白色トレイ	78t	78t	77t	77t	76t
	その他の プラスチック製容器	3,101t	3,075t	3,051t	3,026t	3,002t
合計		7,693t	7,630t	7,569t	7,508t	7,447t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

市民・事業者・行政の三者が各々の立場から容器包装廃棄物の排出抑制について役割を分担し、相互協力をして連携を図りながら具体的方策に取り組みます。

(1) 市民の取組

ア マイバック（持参した袋など）を使用することで、有料レジ袋購入の抑制や過剰包装を辞退するよう努めるとともに、マイボトル・マイカップを使用することで、ペットボトル等の使い捨て削減を図ります。

イ 容器包装の使用量が少ない製品、内容物の詰め替え可能な容器包装を使用した製品を購入するよう努めます。

ウ 3R政策を日常から意識し、ごみの分別や地域の集団回収に協力するとともに、再生された製品を購入するよう努め、循環型社会の形成を図ります。

(2) 事業者の取組

ア 製造・加工・販売に際して、長期間使用可能な製品、容器包装の使用量が少ない製品、内容物の詰め替え可能な容器包装を使用した製品を消費者に提供するよう努めます。また、販売品の修理を積極的に行います。

イ 多量のごみを排出する事業者は、事業所ごとに作成した減量計画書に基づきごみの減量に積極的に取り組み、廃棄物管理責任者による従業員の指導、教育に努めます。

ウ 店頭表示や製品表示により、ごみの減量化、リサイクルに関する消費者の意識向上を図るよう努めます。

エ 3R政策を日常から意識し、ごみの分別や店頭での容器包装廃棄物の回収に協力するとともに、事業活動において再資源化された材料や再生された製品を選択することで、循環型社会の形成を図ります。

(3) 行政の取組

ア 出前講座、環境フェア、3Rふれあいフェアなどの機会を通じ、ごみの減量化、リサイクルに関する市民、事業者の意識向上を図ります。

イ 分別収集にかかる費用の抑制に配慮した効率的な収集体制の構築を図り、ごみの減量化、リサイクルに取り組む職員の能力向上を図ります。

ウ 廃棄物減量等推進員を通じて、容器包装廃棄物の排出の抑制に関する方策を普及啓発します。

エ 有価物集団回収奨励金制度を通じて、市民が行う集団回収を支援します。

オ エコショップ制度を推進し、事業者による排出抑制の取組を支援します。

カ 3R政策に関する調査、研究を行い、市民、事業者への情報提供に努めます。また、ごみの分別収集に積極的に取り組むとともに、再生された製品、環境にやさしい製品を率先して調達することで、循環型社会の形成を図ります。

キ 国が令和元年5月に策定した「プラスチック資源循環戦略」及び同じく令和元年5月の「きしわだプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、プラスチック資源循環や海洋プラスチックなどへの対策について、国や大阪府と連携しながら取り組んでいきます。

ク 段ボール製容器を含む古紙の行政回収を、令和4年4月からモデル実施しています。実施結果を検証し、本格実施の検討を進めます。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	空きビン・空きカン ペットボトル
主として ガラス製の容器 <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> { <div style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-left: 5px;"> 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他の色のガラス製容器 </div> </div>	
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてはアルミニウムが利用されているものは除く。）	紙パック
主として段ボール製の容器	古紙類
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主としてスチール製の容器	214t		212t		210t		208t		207t	
主としてアルミ製の容器	205t		203t		201t		200t		198t	
無色のガラス製容器	(合計) 393t		(合計) 390t		(合計) 387t		(合計) 384t		(合計) 380t	
	(引渡)量 0t	(独自)処理量 393t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 390t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 387t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 384t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 380t
茶色のガラス製容器	(合計) 477t		(合計) 473t		(合計) 469t		(合計) 466t		(合計) 462t	
	(引渡)量 0t	(独自)処理量 477t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 473t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 469t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 466t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 462t
その他のガラス製容器	(合計) 64t		(合計) 64t		(合計) 63t		(合計) 63t		(合計) 62t	
	(引渡)量 64t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 64t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 63t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 63t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 62t	(独自)処理量 0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	7t		7t		7t		7t		7t	
主として段ボール製の容器	991t		983t		975t		967t		959t	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計) 132t		(合計) 131t		(合計) 130t		(合計) 129t		(合計) 127t	
	(引渡)量 0t	(独自)処理量 132t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 131t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 130t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 129t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 127t
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 321t		(合計) 318t		(合計) 316t		(合計) 313t		(合計) 311t	
	(引渡)量 321t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 318t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 316t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 313t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 311t	(独自)処理量 0t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 1,702t		(合計) 1,688t		(合計) 1,675t		(合計) 1,661t		(合計) 1,647t	
	(引渡)量 1,702t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 1,688t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 1,675t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 1,661t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 1,647t	(独自)処理量 0t
(うち白色トレイ)	(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t		(合計) 0t	
	(引渡)量 0t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 0t	(引渡)量 0t	(独自)処理量 0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

人口変動率は、コーホート要因法による将来人口予測値を用い、次のとおり設定しました。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
188,553人 (対前年比) 99.19%	187,038人 (対前年比) 99.20%	185,550人 (対前年比) 99.20%	184,056人 (対前年比) 99.19%	182,550人 (対前年比) 99.18%

令和4年4月1日現在の人口 190,099人

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

本市では、空きビン・空きカン（資源ごみ）の収集体制を平成2年4月に確立し、平成3年から集団回収を、平成14年3月からプラスチック製容器包装の収集を市内全域で実施しています。

平成27年4月からは、空きビン・空きカン・ペットボトルの混合収集を市内全域で実施しています。

	容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等 段階
金属	スチール製容器	空きビン 空きカン ペットボトル	市による 定期収集	一部事務組合
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器			
	茶色のガラス製容器			
	その他の色の ガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器			
	段ボール	古紙類	住民団体による 集団回収	民間業者
	その他の 紙製容器包装			
プラスチック	プラスチック製 容器包装	プラスチック 製容器包装	市による 定期収集	委託業者

※古紙類については、令和4年4月から行政回収もモデル実施している。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

空きビン、空きカン、ペットボトルについては、岸和田市貝塚市クリーンセンターのリサイクルプラザ棟で次のとおり処理します。

- ・空きビン・・・・・・無色、茶色、その他の色のビンの選別
- ・空きカン・・・・・・スチール缶、アルミ缶の選別と圧縮
- ・ペットボトル・・・・選別・圧縮・梱包

紙パック、古紙類、プラスチック類については、民間施設で保管、処理します。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する 容器包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	空きビン 空きカン ペットボトル	袋	パッカー車	岸和田市貝塚市クリーンセンター
アルミ製容器				
無色のガラス製容器				
茶色のガラス製容器				
その他の色のガラス製容器				
ペットボトル				
飲料用紙製容器	紙パック	袋又は紐で縛る	普通貨物車	環境事務所 民間施設
段ボール	古紙類	袋又は紐で縛る	普通貨物車	民間施設
その他の紙製容器包装				
プラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	袋	パッカー車	

※古紙類については、令和4年4月から行政回収もモデル実施している。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 「岸和田市廃棄物減量等推進審議会」において、廃棄物の発生・排出抑制、減量化及び適正処理に関する基本的な事項について審議します。
- (2) 岸和田市廃棄物減量等推進員に地域におけるごみの減量などの啓発活動の協力を要請します。
- (3) 事業系ごみの減量化・資源化の啓発を推進します。
- (4) 地域における集団回収の推進を支援します。
- (5) ごみ問題について要請に応じて地域懇談会（出前講座）などを開催します。